

MIO PRESS

LAW OFFICE
夏号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.31
2025.07

特集
Special Feature

「ハラスメント」について

連載

知っ得! 交通事故

法律コラム

伊藤勝彦弁護士の時事解説

刑事事件入門

公然わいせつ罪

支店便り

「労働者協同組合」という選択肢

リガサボ!

後見人の役割と意思決定支援について

事前
予約制
みお弁護士の
人気セミナー
随時開催中!!

詳しくは、P12・13をご覧ください。

KBS京都ラジオで、毎週土曜日（朝7:00～7:15）放送中の
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が
いつでも聴けるようになりました!!



KBS京都ラジオで放送した過去の番組音源を、インターネットサイトからいつでも聴くことができます。
左のQRコードからアクセスして、ぜひご視聴ください。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸

弁護士法人みお綜合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約/会社法務/その他

お問い合わせ・ご相談は



0120-7867-30

通話料無料

なやむなみお

受付時間（月～土）/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月～金曜日/9:00～20:00
土曜日/10:00～18:00
受付時間:月～土曜日/9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月～土曜日/9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月～土曜日/9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからのご応募できます!

ご応募はこちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2025年9月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力をお願いします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
☐ 【特集】「ハラスメント」について ☐ 知っ得! 交通事故
☐ 伊藤勝彦弁護士の時事解説 ☐ 刑事事件入門
☐ 事務局通信 ☐ 支店便り ☐ リガサボ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
☐ 交通事故 ☐ 離婚(男女)問題 ☐ 相続問題
☐ 借金問題 ☐ 労働問題 ☐ 刑事事件
☐ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) ☐ 企業法務
☐ その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

HARASSMENT

Special Feature

「ハラスメント」

について



職

場や学校、家庭など、日常の人間関係のなかで、誰もが一度は「これってハラスメントかな？」と思ったことがあるかもしれません。しかし、「嫌だと感じたら全部ハラスメント」と言い切るのも難しく、逆に「これくらい普通だ」と片付けてしまうのも危険です。

本記事では、ハラスメントがなぜいけないのか、ハラスメントが与える悪影響やリスク、どんな言動がハラスメントに該当するのかについて、職場におけるパワーハラスメントを中心に、法律、裁判例や指針に基づいて解説します。

被害者にも加害者にもならないことで自分も他人も守るために、ハラスメントの正しい知識を持ちましょう。

とから、意欲や自信を喪失し、心身の健康を損なうという影響があります。職場におけるハラスメントでは、休職や退職につながりかねませんし、職場以外でも、例えば家庭内でのハラスメントでは、家族の信頼関係や家庭環境の悪化により被害者以外にも影響を及ぼすことが考えられます。

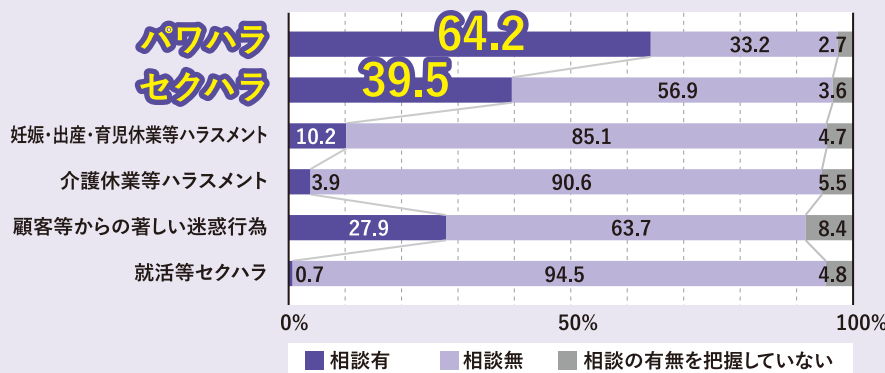
職場におけるハラスメントの場合には、ハラスメントが発生した会社にも大きな影響やリスクがあります。

被害者の休職や退職、職場環境の悪化による生産性の低下のみならず、最近ではハラスメントが発生した会社は、SNSで「ブラック」という風評が拡散し、新しい人材が採用できないという影響があります。ハラスメントの雇用管理上の措置義務に関して、厚生労働大臣の勧告に従わない場合には、企業名が公表されることもあり、会社に対する社会的信用が著しく毀損されることにもなりかねません。

また、ハラスメント加害者の雇用主として、使用者責任（民法715条）により民事上の損害賠償責任を負うことがあります。被害者の方が自殺してしまったようなケースでは、数千万円から1億円を

まず、職場におけるハラスメントの現状について見てみましょう。

過去3年間のハラスメントの相談有無（ハラスメントの種類別）



【出典】令和5年度 厚生労働省委託事業 職場のハラスメントに関する実態調査 報告書（概要版）

この図表からもお分かりのように、パワーハラの相談があったという企業がおよそ6割、セクハラ相談があったという企業がおよそ4割にも及んでいます。この実態

超えるような多額の損害賠償責任を負うこともあります。

さらに、ハラスメントの加害者になってしまうと、前述したように、ハラスメントが人権侵害、不法行為であることから、民事上の損害賠償責任を負うことになります。

ハラスメントの言動が、暴行や傷害、名誉棄損に該当する場合には、捜査の対象になったり、刑事責任を負うこともあります。

また、職場におけるハラスメントでは、加害者は雇用主から社内懲戒処分を受け、社会的地位を失うこともあります。

パワハラとは

では、このように大きな影響やリスクを孕んでいる職場におけるハラスメント、いわゆるパワハラ（パワーハラスメント）とはどのような言動をいうのでしょうか。

一般的にパワハラとは、

① 職場において行われる

② 優越的な関係を背景とした

言動であつて

③ 業務上必要かつ相当な範囲を

調査の結果からも、ハラスメントは身近な問題であることがお分かりいただけると思います。

では、ハラスメントはなぜいけないのでしょうか。ハラスメントが「良くないこと」というのは分かるけれど、なぜいけないのかというところまでは、あまり考えられたことはないかもしれません。

ハラスメントは、法的には、人権侵害であり不法行為（民法709条）に該当します。

セクハラであれば被害者の性的自由や人格権を侵害しますし、パワハラであれば被害者の人格権や名誉を侵害することから、人権侵害・不法行為が成立するわけです。

法的にハラスメントが人権侵害に該当する、不法行為が成立するとして、現実的にはハラスメントによってどのような影響やリスクが発生するのでしょうか。

ハラスメントによる影響やリスク

まず、被害者の方にとっては、ハラスメントが人格や尊厳を傷つける言動であるこ

超えたものにより

④ 労働者の就業環境が害されること

をいいます。

①の「職場」とは、必ずしも会社や事業所に限られず、出張先や業務で移動中の車内なども当然含まれます。

②の「優越的な関係」とは、必ずしも上司と部下という上下関係に限らず、知識や経験の格差から生じる優位性も含まれます。新しく赴任してきた正社員の課長が同じ課のパート社員たちに質問したところ、「課長にわからないことはパートにもわかりません」と集団で無視するといったケースも、パワハラに該当する可能性があります。

③の「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」とは、社会通念に照らし、当該行為が明らかに業務上の必要性がない、またはその態様が相当でないものであることをいいます。

④の「就業環境が害されること」とは、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることをいい、③も④も「平均的な労働者の感じ方」を基準に判断するとされています。



本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故によるむち打ちの治療がテーマです。

はじめに

交通事故による怪我としてよくあるのが、むち打ち（頸椎捻挫）です。むち打ちは、追突事故等による衝撃で頭部が大きく動き、頸部がしなることで怪我をし、首の痛みや手のしびれなどが発生するものです。事故で腰に衝撃が走り、腰の痛みや足のしびれなどが発生する腰椎捻挫もあります。

むち打ちの治療

追突事故などで首や腰が痛くなったり、手や足がしびれたりする場合は、整形外科の受診が必要です。骨に異常がないか確認するためにレントゲンを撮ってもらったり、必要に応じてMRIを撮ってもらうことがあります。通院開始が遅れると、保険会社による治療費の支払を受けられないことがあるため、首腰・手足に異常を感じたら早目に通院することが重要です。

むち打ちの程度が軽い場合は、1

に該当するのでしょうか。
パワハラの種類別に具体的にみていきましょう。

① 身体的な攻撃

- ・頭をたたく
- ・体を蹴る
- ・物を投げつける

② 精神的な攻撃

- ・他の従業員の面前で大声で叱責する
- ・「ばか」「あほ」「無能」などの言葉で罵倒する
- ・名誉毀損・侮辱的なメールを他の複数の労働者に送信する
- ・ささいなミスを必要以上に長時間・執拗に注意する

③ 人間関係からの切り離し

- ・仕事を外して別室に隔離や自宅研修にする
- ・1人だけ席を離して孤立させる

④ 過大な要求

- ・長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で直接関係のない作業を命じる
- ・私的な雑用など業務上明らかに関係がなく必要もない作業を命じる

⑤ 過小な要求

- ・嫌がらせのために仕事を与えない

⑥ 個の侵害

・その人の能力・経験とかけ離れたレベルの仕事ばかりを命令する

・性的指向や病歴・不妊治療等のデリケートな事情を本人の了解がないのに他の労働者に暴露する

このような言動について、平均的な労働者を基準にして、後述のような事情を考慮して、パワハラに該当するかどうかを判断します。

- 言動の目的や動機
- 言動を受けた労働者側の問題行動の有無や内容・程度を含む経緯や状況
- 業種や業態、業務の内容や性質
- 言動の態様や頻度、継続性
- 労働者の属性や状況、行為者との関係

ハラスメントのない職場や人間関係を実現するには、まず、ハラスメントについて理解をして、自分の言動がハラスメントに該当するかもしれない、自分がハラスメントの加害者になるかもしれないという意識を持つことも大切です。

では、加害者側の保険会社が整骨院治療を認めないことがあります。そのため、交通事故で整骨院に通院したいという場合は、加害者側の保険会社に確認した上で通院する必要があります。

そして、整骨院に通院する場合でも、平行して整形外科にも通院することが重要です。

むち打ちの治療終了後の手続き

むち打ちの治療が終了した場合、完治していれば保険会社と示談金の話をするようになります。完治していない場合は、後遺障害の手続きをするか検討し、その後に保険会社との交渉になります。

治療中は弁護士への相談・依頼はしなかったという場合でも、後遺障害・示談交渉となるとより慎重に手続きを進める必要があるため、相談・依頼を検討した方がいいケースが多くあります。

今回は、交通事故とむち打ちの治療について解説しました。次回は、交通事故におけるむち打ちと後遺障害について解説します。

伊藤勝彦 弁護士 の 時事解説

親子で取り組む「終活」のすすめ



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

終活とは「人生の終わりのための活動」のことで、自分らしい人生の最期を迎えるために、元気なうちから様々な準備を行うことをいいます。単なる死への準備ではなく、残りの人生をより充実させるための前向きな取り組みなのです。

具体的には、財産の整理（例：銀行口座などの一覧表の作成、不要な契約の解約）、遺言書の作成、医療・介護に関する意思表示、葬儀やお墓の準備、家族への思いの伝達などが含まれます。

「終活」を行う意義について

① 自己決定権の確保

長寿化が進む現代において、人

生の最終段階をどう過ごすか、あらかじめ考えておくことは重要です。たとえば、介護施設の選択や延命治療の判断など、重要な決定を事前に明確にしておかないと、本人の意思に反した選択をされる可能性があります。

また、これまでの人生を振り返り、写真や記録を整理したり、エンディングノートに自分の思いを書き残したりすることで、精神的にも充実した時間を持つことができます。人生を振り返ることは、「自分はこの間にも多くのことを経験し、愛され、生きてきた」という自己肯定感を高めることにもつながり、高齢期における幸福感や精神的安定をもたらす大きな要因となります。

② 家族関係の改善

終活を通じて、普段は話にくい話題で家族と対話する機会が生まれます。これまでの感謝の気持ち、将来への希望、家族への思いなどを伝えることで、世代を超えた絆が深まり、家族の価値観や考え方を改めて知ること、お互いの理解が深まり、より良い親子関係を築くことができると考えます。

親子で「終活」に取り組むメリット

終活は一人で行うことも可能ですが、実際には情報の収集や判断、手続きの多さに戸惑う高齢者も多いと思います。そこでご提案したいのが、「親子で一緒に終活に取り

組む」というアプローチです。

① 親子間の相互理解が深まること

親子で終活に取り組む最大のメリットは、前段でもお話ししたように、普段は避けがちな重要な話題について深く話し合える点です。親の人生観、価値観、これまでの苦労や喜び、子どもへの思いなどを聞くことで、子どもは親をより深く理解できます。同時に、子どもも自分の考えや将来への不安を親に相談できる良い機会となり、世代を超えた相互理解が深まります。

② 情報共有による安心感とトラブルの予防

親が一人で終活を進めると、重

要な情報が家族に伝わらない可能性がありますが、親子で一緒に取り組みれば、財産の所在、重要書類の保管場所、医療に関する希望などの情報が適切に共有されます。これにより、親は「家族に迷惑をかける」という安心感を得られ、子どもは「いざという時に適切に対応できる」という自信を持つことができます。

親の遺言書の作成を、親子で協



力して進めることができれば、形式や内容の不備を防ぎ、法的な効力を持つ遺言書を作成するサポートもできます。負債（保証債務を含む）に関する情報を確認したり、財産管理の透明化が確保されたりすることで、後日、相続人間での紛争を回避できる可能性が高まります。

③ 負担の分散と効率化

終活には多くの作業が伴います。書類の整理、各種手続きの準備、施設の見学、業者との打ち合わせなど、高齢者一人では負担が大きい作業も、家族と協力できれば効率的に進められます。特に、デジタル機器の操作やインターネットでの情報収集などは、若い世代のサポートが有効です。し、体力的に困難な作業は子どもが担当し、経験や知識が必要な判断は親が行うといった、適切な役割分担ができます。

④ 家族の結束強化

共通の目標に向かって協力する

親子での「終活」を成功させるポイント

終活の話題はデリケートなため、タイミングを誤ると親の拒否反応を招くことが想定されます。親子で終活に取り組む際は、お互いの価値観を尊重し、強制するのではなく、よく話し合うことが大切です。また、一度にすべてを決めようとせず、段階的に進めていくことで双

方の負担を軽減できます。エンディングノートを活用したり、弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナーなど専門家のアドバイスを求めたりすることも有効です。

まとめ

ご高齢者の終活は、人生の最終段階を自分らしく迎えるための重要な準備であり、心理的な安定や家族関係の改善にも大きく寄与します。特に、親子で取り組むことで、コミュニケーションの深化、情報共有、負担の分散、家族の結束強化、価値観の継承など、多面的なメリットが得られます。終活は決して暗い取り組みではなく、残りの人生をより豊かにし、家族の絆を深める前向きな活動として捉えることができます。ご高齢者ごと家族が協力して終活に取り組むことで、安心できる老後と良好な家族関係の両方を実現することが可能になるのです。



刑事事件入門



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

公然わいせつ罪

弁

護士の西村です。いよいよ夏も本番、上半身裸の状態、ベランダや庭で日焼けしたり、ビールを飲んだりすることもありますが、これらの行為は何らかの犯罪にならないのでしょうか。今回は、公然わいせつ罪を取り上げたいと思います。

1 公然わいせつ罪

刑法174条では、「公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」と定められています。

2 「公然と」

「公然と」とは、不特定又は多数の人が認識できる状態のことをいい、実際に誰かが見ている必要はありません。

例えば、わいせつ行為が海水浴場近くの海岸で行われたケースで、実

際には通行人がなく、海上約300mの地点を遊覧船1隻が通過したにすぎないとしても、公然性が認められるとした裁判例があります。

また、例えば、マンションの高層階のベランダで、誰からも見られないのであれば「公然と」とは言えませんが、ベランダ同士が向かい合って建っているマンションがあり、向かいのマンションからベランダ内部の様子が見える場合や、公道からベランダ内部の様子が見えるのであれば「公然と」と言える可能性があります。

3 「わいせつな行為」

では、「わいせつな行為」とはどのような行為を指すのでしょうか。「わいせつ」とは、「いたずらに性欲を興奮または刺激させ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する」ことをいいます。「わいせつな行為」の典型例は、性行為や性器の露出行為です。処罰



されるのは「わいせつな行為」です。で、わいせつな言葉を用いるだけでは、「行為」とは言いがたく、公然わいせつ罪の処罰対象になると考えにくいですが、わいせつな言葉と行為が相まって、「わいせつな行為」と判断されることはありうると考えます。例えば、行為だけでは、わいせつな行為とも、そうでない行為とも捉えられるが、言葉と相まって、わいせつな行為だと認識される場合です。

先ほど、「わいせつな行為」の典型例として性器の露出行為を挙げました。では性器を露出しさえしなければ犯罪は成立しないのでしょうか。この点、「わいせつな行為」に当た

らないとして公然わいせつ罪が成立しないとしても、軽犯罪法1条20号の「公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方であり、ももその他身体の一部をみだりに露出した」に該当する可能性があります。

4 故意

公然わいせつ罪には、故意が必要です。例えば、ズボンのチャックから陰部が出ていたケースで、「トイレに行った後に、ジーンズその他のズボンのチャックを閉め忘れたり、あるいは十分に閉めなかったために歩いている際にチャックが下がったりして」意図せずチャックが開いていることは日常的にも経験することであるとして、被告人に無罪を言い渡した裁判例があります。

5 まとめ

冒頭で挙げた、ベランダや庭で

ビール片手に日焼けする行為は、ベランダ内部が外部から認識できない状態であれば、「公然と」とは言えないため、公然わいせつ罪は成立しません。また、ベランダ内部が外部から認識できる状態であったとしても、性器を露出していなければ公然わいせつ罪が成立する可能性は極めて低いと考えられます。軽犯罪法に違反する可能性はありますが、単に上半身裸になっただけでは「公衆にけん悪の情を催させるような仕方」とは言い難いので、軽犯罪法違反に問われる可能性も高くないでしょう。

従って、結論としては、ベランダや庭で上半身裸になった程度では罪に問われる可能性は極めて低いと考えられますが、近隣トラブルなどが生じないようにするためには、近隣マナーに配慮し、できるだけ外部から見えないよう配慮する必要がありますのではないかと考えます。

リレーコラム

事務局通信

こんにちは。大阪事務所の事務局です。

私は冬の寒さより夏の暑さが苦手なため、大阪の猛暑を乗り切るのに毎年苦労しています。そこで、熱中症予防におすすめの食べ物を調べてみました。

特にスイカが、水分とミネラルが豊富なうえ糖分も含まれているので、熱中症を防ぐ効果があり、また少量の塩をかけて食べるのは塩分補給もできて良いそうです。

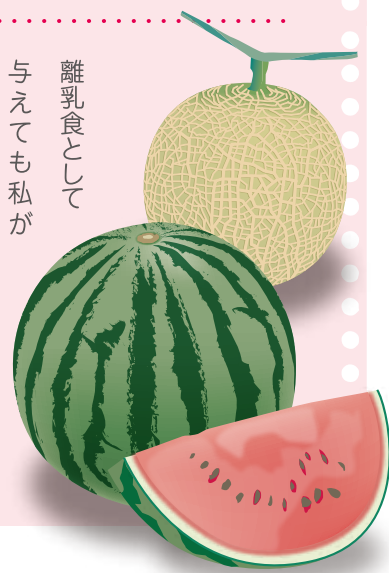
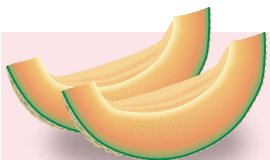
ところが私はスイカとメロンが全く食べられません。この2つが嫌いと言うと「ウリ科がだめなの？ キュウリも嫌い？」と質問されることが多いのですが、甘くないからなのかキュウリは大好きです。

子どもが食べ物の好き嫌いを言うことに厳しかった両親ですが、スイカの汁を

離乳食として与えても私が一口も飲まなかったことから、生ま

れつき嫌いなのだと理解してくれていました。実は母はスイカが大好きで、私がお腹にいるときによく食べていたそうなので、母のお腹の中で食べ飽きて大嫌いになってしまったのだろーと思っています。

幸い小学校の給食に出てくることはなかったで困ることもなく、親しい人にはスイカとメロンが嫌いなことを伝えるようにしているのですが、デザートに出てきたときには代わりに食べてもらったりしています。子どもの頃は苦手だったのに大人になってからおいしく食べられるようになった食べ物もたくさんありますが、残念ながらスイカとメロン嫌いは克服できそうにありません。





く働ける場所を開拓していく場所、
②地域活性化の場所として運営すること
で自分らしい生き方を追求できる場所
になっているということです。

**(2) 予測される
厚生労働省のねらい**

厚生労働省が公開している資料や、
労働者協同組合法の設立趣旨を確認する限り、国は、少子高齢化により過疎化・衰退している地域事業の

活性化を促す目的で、労協の設立を推進するのではと思われます。

もともと、事業の実施に当たり、「やりがい」を名目に組合員の労働力が搾取されるおそれがあることから、これを防止するために、組合員労働者として、労働法上の保護を受けられるようにしたのだと考えられます。

また、地域活性化と収益化を両立させるのみであれば、株式会社でも目的が達成できるところ、あえて労働者協同組合法を制定した理由には、既存の労協の活動を後押しする目的があるのではと考えられるところです。

いずれも憶測の域を出ませんが、労働者協同組合法施行によって労協がどのような立ち位置として注目されるのか、気になるところです。

労協の課題

労協の設立・運営に当たっては主に次の2点の課題があると思われます。

(1) 人件費等の財源を確保する必要性が高い

今回は、労働者協同組合法施行によって、労協のあり方がどのような方向に向かっていくのかについて考察してみます。

労協の主な3つの特徴

労協には大きく分けて3つの特徴があります。

1つ目は、出資、経営、労働を、各組合員が全てを担う構造になっていることです(労働者協同組合法3条1項)。出資者、経営者、労働者が原則別になつていて株式会社とは大きく異なり、各組合員は「労働者」として労働法上の保護を受けます。

2つ目は、剰余金の配当は、組合員が組合の事業に応じた程度によって支払われるということです。労協は非営利法人であるため、出資持分に応じた配当はされませんが、給与の一種のような形で配当を受けることができます。

3つ目は、設立までのハードルが比較的低いことです。NPO法人とは異なり、認可が不要であり、一定の要件を満たし、登記を具備すれば設立することができます。

労協は、各組合員のニーズに応じて柔軟な働き方を追求できることが特徴ですが、組合員には最低賃金以上の賃金を支払わないといけないため、柔軟な働き方ができるといえども、組合員の賃金を確保するために、継続的な収益が見込める事業を実施しなければ、事業の運営が成り立ちません。

(2) 規模が大きくなると 組合員の意見をまとめる 難易度が高くなる

労協は、各組合員の意見を反映して事業が行われることに特徴がありますが、組合員の数が増えるほど、意見をまとめる難易度は上がります。多数決制にすることで事業を進めること自体は可能ではありますが、「同じ志をもって事業をする」という労協の趣旨に合致しなくなるおそれがあります。

今後の展望

労働者協同組合法の施行からわずか3年しか経過しておらず、「運営方法はこうあるべき」という形はまだ

また組合員になろうとする者が3人いれば設立することができるため、少数者から事業を開始することができます。

現状から見えてくる 労協設立を推進する意義

(1) 労協に求められている需要

労働者協同組合法が施行されて約3年。設立された労協の運営方針から、労協は、次に掲げるような組合員の需要に合致するのではといわれています。

- 副業・兼業を通じて、自分らしく働く場所をつくりたいという需要
- 自治体や地域と連携して、コミュニティを活性化させたいという需要
- 退職後の高齢者が、生きがいをもちて仕事をしたいという需要
- 福祉の質の向上、理想を追求する需要

これらの需要から見えてくるのは、労協が、組合員にとって①自分らし

だ浸透していないように見えますので、試行錯誤を繰り返すほかないと考えます。

もともと、これまで、NPO法人や非営利団体等が奉仕に近い形で実施していたであろう地域活性化事業を、継続的な収益につながる事業に昇華させる点については、既存の法整備だけでなく、補助金制度等の政策的な保護が必要ではないかと考えております。

労協は、これまでとは異なる新しい法人の形であり、柔軟な働き方を通じて社会貢献にもつながる制度になると考えますが、前記のような課題があることから、設立が容易といえども、運営をするに当たっては、方針を慎重に検討する必要があります。各法人の形態にはメリット・デメリットがありますので、法人を創業しようとして検討されている際は、弁護士への相談をお勧めいたします。



弁護士
是永 淳志
Atsushi Korenaga



「労働者協同組合」という選択肢

労働者協同組合とは

労働者協同組合(以下、「労協」といいます)とは、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理(このような理念を「協同労働」といいます)とする組織です。

労協自体は古くから存在していましたが、令和4年に労働者協同組合法が施行され、一定の要件を満たす団体に「労働者協同組合(労協)」として法人格が与えられるようになりました。労協は、令和7年4月11日時点で144団体が設立されており、兵庫県でも約10団体が設立・運営されており、現在も厚生労働省が積極的に情報発信しています。

厚生労働省が好事例として挙げている労協の事業には、子どもたちの居場所をつくる子育て支援事業、デイサービスなどの福祉事業、地域の緑化や産業の発展を目的とした地域活性化事業等があり、地域の発展を目的とした事業が多いのが特徴です。

活性化を促す目的で、労協の設立を推進するのではと思われます。

もともと、事業の実施に当たり、「やりがい」を名目に組合員の労働力が搾取されるおそれがあることから、これを防止するために、組合員労働者として、労働法上の保護を受けられるようにしたのだと考えられます。

また、地域活性化と収益化を両立させるのみであれば、株式会社でも目的が達成できるところ、あえて労働者協同組合法を制定した理由には、既存の労協の活動を後押しする目的があるのではと考えられるところです。

いずれも憶測の域を出ませんが、労働者協同組合法施行によって労協がどのような立ち位置として注目されるのか、気になるところです。

労協の課題

労協の設立・運営に当たっては主に次の2点の課題があると思われます。

(1) 人件費等の財源を確保する必要性が高い

みおのセミナー情報

1 事前予約制 終活セミナー 担当 小川・加藤弁護士 無料

お元気な今だからできる生前対策があります。早いうちから終活することで、将来の不安を解消し、充実した毎日を送ることができます。このセミナーでは、成年後見制度(法定後見・任意後見)、財産管理契約、死後事務委任契約を利用した具体的な事例や手続き、遺言書の基礎知識や活用方法などを、弁護士が分かりやすく解説します。おひとり様はもちろん、終活に興味がおありの方はどなたでもご参加ください。

このような方々に
特にオススメです！

- ・お子様がいらっしゃるご夫婦
- ・一人暮らしでお子様もいらっしゃらない方
- ・配偶者が先に亡くなられたおひとり様
- ・お子様は離れて暮らしている方
- ・仲の良い親族はいるが高齢だという方
- ・いざという時に頼れる人が身近にいない方
- ・身内と疎遠な方
- ・お子様や親族に迷惑をかけたくないとお考えの方
- ・健康に不安がある方 など

日 程	場 所	時 間
8 月 5 日(火)	大 阪	11:00
6 日(水)	京 都	11:00
22 日(金)	神 戸	11:00
9 月 8 日(月)	大 阪	11:00
11 日(木)	京 都	11:00
25 日(木)	神 戸	11:00
10 月 1 日(水)	大 阪	11:00
16 日(木)	京 都	11:00
28 日(火)	神 戸	11:00

2 事前予約制 エンディングノート書き方講座 担当 中塚行政書士 無料



エンディングノートの目的と作成手順、作ってよかった具体的な事例をお話します。ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。エンディングノートを書こうと思っている、エンディングノートを持っているが筆が進まない、といった方はどうぞお気軽にご参加ください。

日 程	場 所	時 間
9 月 5 日(金)	大 阪	11:00

3 事前予約制 よくある消費のトラブルと成年後見制度 担当 中塚行政書士 無料

高齢者をターゲットにした消費のトラブルや特殊詐欺の被害が急増しています。「自分は大丈夫」と思っているでもその手口はますます巧妙になっています。このセミナーでは、よくある消費のトラブルや特殊詐欺の具体的な事例、被害に遭わないためにできること(対策)や救済制度、成年後見制度や後見人の役割について、分かりやすく説明します。

日 程	場 所	時 間
8 月 22 日(金)	大 阪	11:00
10 月 24 日(金)	大 阪	11:00

開催場所

大 阪	大 阪 事 務 所	大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階
京 都	京都駅前事務所	京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町735-1 京阪京都ビル4階
神 戸	神 戸 支 店	神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階



※各種セミナー・講座等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。 ※参加者多数の場合は、人数制限を させていただきます場合があります。 ※セミナー・講座の日程は予告なく変更させていただきます場合があります。あらかじめご了承ください。

4 事前予約制 離婚相談セミナー 担当 小川弁護士 ワンコイン 500円

「離婚したい」、「離婚しようと言われた」、「夫や妻への話の切り出し方が分からない」、「相手と直接話をするのは精神的にしんどい」、「幼い子どもがいるので離婚はためられる」、「相手の要求に応じることができない」などなど、離婚問題で悩んでいる方を対象に、離婚する前に考えておきたいこと、準備しておくべきことなど、離婚問題の戦略的な解決方法を弁護士が解説します。経験豊富な弁護士とお話しいただくなかで、ご自身の問題の解決方法がきっと見つかります。

女性限定

日 程	場 所	時 間
8 月 1 日(金)	大 阪	13:00
22 日(金)	神 戸	13:00
9 月 17 日(水)	大 阪	13:00
25 日(木)	神 戸	13:00
10 月 9 日(木)	大 阪	13:00
28 日(火)	神 戸	13:00

男性限定

日 程	場 所	時 間
8 月 26 日(火)	大 阪	13:00
9 月 29 日(月)	大 阪	13:00
10 月 17 日(金)	大 阪	13:00

5 事前予約制 生前対策セミナー 担当 伊藤弁護士 無料

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ生前対策を弁護士がガッチリ解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産を守り、上手に相続対策ができます。親世代はもちろん子ども世代の方も一緒に参加いただけます。

〈ご希望の「テーマ」の回だけでも参加いただけます。〉

日 程	場 所	時 間	テーマ	内 容
8 月 20 日(水)	大 阪	14:00	第1回 「 <u>贈与</u> 」	税制改正を踏まえた生前贈与の方法
27 日(水)	神 戸			
9 月 17 日(水)	大 阪	14:00	第2回 「 <u>不動産</u> 」	不動産を活用した相続対策
24 日(水)	神 戸			
10 月 6 日(月)	大 阪	14:00	第3回 「 <u>生命保険</u> 」	賢い生命保険の活用方法
22 日(水)	神 戸			
11 月 12 日(水)	神 戸	14:00	第4回 「 <u>財産の承継</u> 」	子や孫への財産の遺し方、遺言書の書き方の工夫
26 日(水)	大 阪			
12 月 3 日(水)	大 阪	14:00	第5回 「 <u>認知症対策</u> 」	遺言・信託・成年後見
10 日(水)	神 戸			
12 月 15 日(月)	大 阪	14:00	第6回 「 <u>事業承継</u> 」	経営者が考えおくべきこと
24 日(水)	神 戸			

お問い合わせ

各種ご予約・お問い合わせは
受付時間(月～土)／9:00～17:30
[スマホ・携帯電話からも通話無料]

なやむなみお
通話料無料 0120-7867-30

成年後見制度は

判断能力の不十分な方々を支援する制度です。ものごとを判断する能力が低下すると、施設入所の契約などの法律行為や財産管理を自分で行うことが困難になることがあります。後見人等は、このような方々に代わって契約を行い、財産を管理するなど、本人が日常生活に困らないように支援します。

後見人の役割と意思決定支援について

加齢や障害の程度にかかわらず、誰もが心の中にはしっかりとした意思を持っていますが、認知症や障害により、自分ひとりで判断して物事を決めることができない方や考えをうまく伝えることができない方が、例えば自宅の売却や施設入所など、住む場所に関する決定などの、本人にとって重大な影響を与えるような



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

後見人の役割と意思決定支援について

リーガル サポート
インフォメーション
リガサポ!

契約をする場合に、後見人等はそのようにして本人の意思を尊重した支援をすることができるでしょうか。

厚生労働省では「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を定めています。意思決定支援とは、本人の意思や考え方など、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって、本人が自らの価値観や選択に基づく意思決定をするための活動のことをいい、認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指しています。後見人等はこの意思決定支援のガイドラインに基づいて本人を支援しますが、後見人がひとりですのではなく、本人を交えた意思決定支援チームでミーティングなどの準備を行います。

意思決定支援チームと環境の整備

本人が信頼する身近なキーパーソン・親族や友人・ケアマネジャー・相談支援専門員・後見人等でチームを

結成し、本人が安心して意思決定できるような環境づくり(場所や時間、方法)をして、ミーティングの課題や目的をメンバーで事前に話し合います。

本人を交えて、意思決定支援のミーティングを行います。

ミーティングをする前に本人に趣旨を説明しておくことが大切です。ミーティングでは、例えばパソコンを用いて映像を見たり、パンフレットや絵を用いることや、施設見学を体験するなどして、本人に分かりやすく説明しながら、本人の気持ちや考えを引き出すように努めます。

ミーティングの結果、本人の意思が表明された場合は、意思実現を支援します。

本人の意思確認が困難である場合は、意思決定能力の評価のために、支援者側が支援を尽くしたかどうかをチームで検討し、支援を尽くしていない場合は、意思決定支援を継続します。

本人がその時点での課題について

意思決定が困難であると判断した場合は、本人の意思や選考を推定し、推定された意思の実現を支援します。

本人の意思を推定することすら困難である場合や、本人の意思・推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合は、「本人にとっての最善の利益」を検討し、後見人等が代行決定を行います。「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重しながら、他の要素も考

慮するという考え方です。

後見人等はこれようにして本人の権利擁護に務めて後見事務を行います。

終わりに

人生100年といわれる時代となりました。何歳になっても元気で過ごしたいという気持ちはどなたも同じだと思いますが、健康年齢と寿命は少々異なります。自分の意思を尊重した生活をするために、万が一に備えて日頃から自分の思いや考えを周りの人に伝えておくことも大切です。成年後見制度には、今すでに判断能力が低下している方が利用する法定後見制度と、現在お元気な方が将来判断能力が低下した時に備えるための任意後見制度があります。

将来に対する不安や心配事がある方は、最寄りの市区町村の相談窓口や地域包括支援センター、当事務所にいつでもご相談いただければと思います。



弁護士 田村 由起

先が少しずつ増えております。今後も、皆様に少しでも役立つ情報をお届けできるよう、事務所一同頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。当事務所とご縁のある大切な方にお届けしているMIO PRESSですが、日々ご縁が広がって、お届け



アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様**に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2025年9月末日
※当日消印有効

※プレゼントはお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。
※今後、[MIO PRESS]の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

郵便はがき

5308790

164

現金受取人郵便
大阪北局
承認
4398

差出有効期間
2025年12月
31日まで
切手をはらずに
お出しください

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行



フリガナ	
お名前	〒
ご住所	
ご連絡先	()